



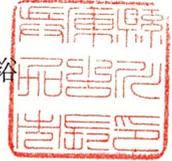
道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき道路と河川管理施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定により次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、加古川市建設部土木総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月19日

道路管理者

加古川市長 岡田康裕



- 1 道路の種類及び路線名並びに河川の名称
市道旧県道加古川小野1号線、市道旧県道加古川小野2号線及び市道旧県道加古川小野3号線（加古川市土木総務課所管）
一級河川加古川水系加古川（国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所所管）
- 2 兼用工作物の位置
管理の方法を定める兼用工作物は、次に掲げるものとし、構造は加古川市建設部土木総務課に備え置いて縦覧に供する関係図書のとおりとする。
加古川市加古川町大野字宮西114番1地先から加古川市八幡町中西条字水門尻928番1地先までの加古川左岸堤防と市道旧県道加古川小野1号線が相互に効用を兼ねる施設
加古川市上荘町都染字東川上688番1地先から加古川市上荘町国包字辻ノ外785番1地先までの加古川左岸堤防と市道旧県道加古川小野2号線が相互に効用を兼ねる施設
加古川市上荘町国包字町並169番地先から加古川市八幡町宗佐字西畑1120番2地先の加古川左岸堤防と市道旧県道加古川小野3号線が相互に効用を兼ねる施設
- 3 兼用工作物の管理者
道路管理者 加古川市長 岡田康裕
河川管理者 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 富本和也
- 4 管理区分
兼用工作物の管理は次の区分により行うものとする。
 - (1) 兼用工作物の改築
(イ) もっぱらまたは主として道路管理上必要を生じたものについては道路管理者
(ロ) その他のものは河川管理者
 - (2) 兼用工作物の維持及び修繕
(イ) 路面、道路の付属物等のもっぱら道路の管理上必要な施設及び路肩から法長1mの範囲に係るもの（清掃を含む）並びに主として道路を保護するためのブロック積み等に係るものについては道路管理者
(ロ) その他のもの（河川管理用通路を含む。）は河川管理者
 - (3) 兼用工作物の災害復旧工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業（同法第2条第3項において災害復旧とみなされるものを含む。）をいう。）
(イ) 応急措置として緊急に実施すべきものについては河川管理者または道路管理者
(ロ) 復旧される道路の効用が復旧される河川の効用よりも大であるもの（（イ）に係るものを除く。）については道路管理者
(ハ) その他のものは河川管理者
- 5 協議成立年月日
令和7年12月2日



市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月19日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

| 整理番号 路線名 | 道路の区域 | | | |
|----------------------|----------------------|----|-----------|--------|
| | 区間 | 新旧 | 敷地の幅員 (m) | 延長 (m) |
| 05-1250 池田開拓地11号線 | 尾上町池田字池田開拓1642番1地先から | 新 | 5.0~5.3 | 36.7 |
| | 尾上町池田字池田開拓1642番1地先まで | 旧 | 2.2 | |
| 05-1254 池田開拓地15号線 | 尾上町池田字池田開拓1657番1地先から | 新 | 6.0 | 27.2 |
| | 尾上町池田字池田開拓1657番3地先まで | 旧 | 5.4 | |

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年3月19日（木）から4月2日（木）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く